

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

2019年5月17日  
国立大学法人東京医科歯科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するよう努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物に関する係る契約、⑥産業廃棄物処理に係る契約のうち、平成30年度においては、環境配慮契約に該当する案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入法に基づく環境物品などの調達を適切に実施した。